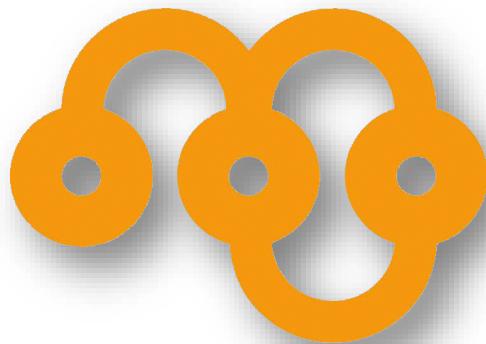


学習等に関する基本情報

**学校法人西野学園
せいとく介護こども福祉専門学校**



- I 学校方針・学校重点施策
教育課程編成方針・学校教育方針**
- II 学則**
- III 学習等に関する規則**

I せいとく介護こども福祉専門学校

学校方針・学校重点施策・教育課程編成方針・学校教育方針

学校方針

本校は、学生・教職員相互に信頼と愛情を基盤として誠実な対応をもって、「共育」と「共生」の実現を目指してリスタートし、主体的に専門分野の課題解決に向けて「探究」できる人材、豊かな人間性で新たなことを「創造」できる人材、時代の変化に対応し社会に「貢献」できる人材を育成する。

学校重点施策

1. 多様な学生を専門職業人へと導く教育力の向上
2. 選ばれる学校・学科づくりに向けた取組の実践
3. 教職員の専門性や教員としての力量を高めるための研修の充実とコンプライアンスの徹底
4. 社会背景の変化に対応した学校経営改善
5. 専門性の高い教育機関として職業教育の在り方の追求

教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

学校教育方針（3つのポリシー）

<介護福祉科>

互いを認め合い、助け合いながら学業に専念し、専門的な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性をそなえた専門職業人を育成する。

【ディプロマポリシー】

せいとく介護こども福祉専門学校 介護福祉科では、建学の精神並びに教育理念に基づいて、所定の課程を修め、次に掲げる資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 人権・個人の尊厳と自律の観点を持ち、専門職としての価値・知識・技術を修得し、介護課程の展開ができる人
2. 関連する社会制度を理解し、地域の中で施設・在宅を問わず、本人の望む生活に向けて、身体的・心理的・社会的支援を展開できる人
3. 本人・家族・チームとの確なコミュニケーションをとり、関わる人のエンパワメントを重視できる人
4. QOL維持・向上、介護予防、看取り、対象者の各状況等において多職種連携・協働し、チームマネジメントの意識をもって職務を遂行できる人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を2年間で修得し、社会に貢献できる介護福祉士を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

1. 福祉思想を基盤に、権利擁護の視点や感覚を養うための倫理教育を充実させます。
2. 関連する法律・制度を学び、対象者の生活を地域で支えるための視点や基礎知識を身につけるための科目を編成します。
3. 介護福祉士としての専門性と実践的力量を高めるための、演習や実習科目を編成します。
4. 同職種間または多職種協働において創造性とリーダーシップを発揮し、専門職として自律的かつ根拠ある支援をするための科目を編成します。

【アドミッションポリシー】

介護福祉科は、建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

1. 人間や社会に対して興味・関心を持ち、生命・人権、人それぞれの生活や価値観を尊重できる人
2. 人の心や感情に共感することができ、人々と良好な関係構築が可能な豊かな人間性を持つ人
3. 連携や協働を通して幅広く社会に貢献するため、協調性やコミュニケーション力を備えた人
4. 人々を支援するための価値・知識・技術を養い、主体性と意欲をもって専門性を追求・探究できる人

<こども福祉科>

互いを認め合い、助け合いながら学業に専念し、専門的な知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性をそなえた専門職業人を育成する。

【ディプロマポリシー】

せいとく介護こども福祉専門学校 こども福祉科では、学園の建学の精神並びに教育理念に基づいて、所定の課程を修め、次に掲げる資質・能力を有したものに卒業を認めます。

1. 人権・個人の尊厳と自律の観点を持ち、専門職としての知識・技術を修得し、プロとしての自覚を持ち、こどもとその保護者に向き合うことができる人
2. 社会人として必要な礼儀・思いやりの心を持ち、こどもの模範となる行動ができる人
3. 様々な発達の過程や状況にあるこどもひとりひとりと向き合い、今と未来を考えた支援ができる人
4. 共生社会の実現に向けて、障害を持つ方や多様な価値感を持つ方を理解し、広い視野を持ち、関わる人をエンパワメントできる人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマポリシーに掲げる知識、技能を2年間で修得し、社会に貢献できる保育士・幼稚園教諭を育成するため、学年ごとの目標に対し段階的に次の教育内容を実践します。

- 1年次では、憲法、心理学、英語コミュニケーションⅠ、スポーツなどの教養科目と、保育の本質・目的に関わる科目、保育の対象の理解に関わる科目などについて講義・演習を通じて学ぶとともに多くの保育実習を実施します。
- 2年次では、保育の内容・方法に関する科目や保育実習、総合演習に加え、選択必修科目や学校独自科目を通じて保育士・幼稚園教諭としての専門性を高める内容を実施します。
- ゼロガク、未来デザイン学、オペレッタ等の本校独自の取組や、短大併修、福祉系の学びを通じて、豊かな人間性をそなえた専門職業人を目指す取組を実施します。
- 教育活動全体を通じて、社会人として必要な礼儀・思いやりの心を身に付け、自ら「考動」できる力を育成します。

【アドミッションポリシー】

こども福祉科は、学園の建学の精神並びに教育理念に基づき、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識や意欲を備えた学生を求めます。

- 人に対して興味・関心を持ち、生命・人権、人それぞれの生活や価値観を尊重できる人
- 礼儀や思いやりをもって人の心や感情に共感することができ、人々と良好な関係構築が可能な豊かな人間性を持つ人
- 連携や協働を通して幅広く社会に貢献するため、協調性やコミュニケーション力を備えた人
- こどもひとりひとりに向き合う知識・技術を養うため、主体性と意欲をもって専門性を追求・探究できる人

II セイとく介護こども福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、介護福祉士、保育士の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、セイとく介護こども福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、札幌市中央区南11条西8丁目2番47号におく。

(自己点検、自己評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)			
					第1 学年	第2 学年	合計	学級数
教育社 会福祉	専門	介護福祉科	昼間	2年	80	80	160	4
教育社 会福祉	専門	こども福祉科	昼間	2年	80	80	160	4
合 計						320	8	

2 一つの授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人を標準とする。

(在学年限)

第6条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日（25日間を標準とする）
- (4) 冬季休業日（25日間を標準とする）
- (5) 春季休業日（20日間を標準とする）
- (6) 創立記念日

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、専修学校設置基準（又は大学設置基準第21条第2項）に基づき換算するものとする。ただし、指定されている各養成所指導要領に定める特定の科目についてはこの限りでない。

(授業の開始及び終了)

第11条 授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

(履修、修得)

第12条 本校の学生は、別表第1に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

2 履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。ただし、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。

3 履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

4 こども福祉科は、教育上有益と校長が認めるとき、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が他の短期大学又は大学において修得した30単位を超えない範囲の教科目について、本校に該当する教科目を修得したものとみなすことができる。

ただしこの場合、保育士資格取得に必要な教科目については、他の短期大学又は大学の修得は、指定保育士養成施設として指定を受けているものでなければならない。

(試験等の実施)

第13条 試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認められた科目に対して実施する。

2 試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価、評定)

第14条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、

『不可』は不合格とする。

(進級、課程修了、卒業)

第15条 校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。

2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(称号の授与)

第16条 前条により課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

(教職員組織)

第17条 本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学及び除籍

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者。

(出願手続)

第20条 本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

2 外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第23条 校長は、正当な理由がなく、前条に規定する入学手続きをしない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

(転入学、編入学)

第24条 転入学、編入学は、これを認めない。ただし、特別な事情があり、本校で定める所定のカリキュラムを履修した場合、本校の相当の学科及び学年に転入学を認めることができる。

(休学)

第25条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により、90日以上修学すること

ができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病によるときは医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、1年を越えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。
- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 4 学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

(復学)

第26条 休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第27条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。
- (3) 定められた在学期間を経過した者。
- (4) 死亡した者、又は行方不明の者。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第30条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が授業料等の納入を怠ったときは、保証人（父母等）が代納しなければならない。

(納付金の不還付)

第31条 授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

(教材費等)

第32条 教材費等は実費を徴収する。

(校友会費等)

第33条 校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と一緒に徴収することがある。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第36条 本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業を行うことがある。

2 附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 そ の 他

(健康診断)

第37条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雜 則

(施行細則)

第38条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年 4月 1日から実施する。
- 2 この学則は、昭和63年 4月 1日から実施する。 (全部改正)
- 3 この学則は、平成 元年 4月 1日から実施する。
- 4 この学則は、平成 2年 4月 1日から実施する。
- 5 この学則は、平成 3年 4月 1日から実施する。
- 6 この学則は、平成 4年 4月 1日から実施する。
- 7 この学則は、平成 5年 4月 1日から実施する。
但し、平成5年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 8 この学則は、平成 7年 4月 1日から実施する。
- 9 この学則は、平成 8年 4月 1日から実施する。

- 1 0 この学則は、平成12年 4月 1日から実施する。
但し、平成12年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 1 この学則は、平成13年 4月 1日から実施する。
但し、平成13年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 2 この学則は、平成14年 4月 1日から実施する。
但し、平成14年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 3 この学則は、平成15年 4月 1日から実施する。
但し、平成15年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 4 この学則は、平成16年 4月 1日から実施する。(全部改正)
- 1 5 この学則は、平成17年 4月 1日から実施する。
- 1 6 この学則は、平成18年10月 1日から実施する。
- 1 7 この学則は、平成21年 4月 1日から実施する。
但し、平成21年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 8 この学則は、平成22年 4月 1日から実施する。
但し、平成22年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 1 9 この学則は、平成22年11月26日から実施する。
- 2 0 この学則は、平成23年 4月 1日から実施する。
但し、平成23年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 1 この学則は、平成24年 4月 1日から実施する。
但し、平成24年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 2 この学則は、平成25年 4月 1日から実施する。
但し、平成25年3月末日までに在学する生徒については、第7条、第8条第2項、第11条を除き従前のとおりとする。
- 2 3 この学則は、平成26年 4月 1日から実施する。
但し、平成26年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 4 この学則は、平成27年 4月 1日から実施する。
- 2 5 この学則は、平成28年 4月 1日から実施する。
但し、平成28年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 6 この学則は、平成29年 4月 1日から実施する。
但し、平成29年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 7 この学則は、平成31年 4月 1日から実施する。
但し、平成31年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 2 8 この学則は、令和 2年 4月 3日から実施する。
- 2 9 この学則は、令和 3年 4月 1日から実施する。
但し、令和3年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 3 0 この学則は、令和 6年 4月 1日から実施する。
但し、令和6年3月末日までに在学する生徒については、従前のとおりとする。
- 3 1 この学則は、令和 7年 4月 1日から実施する。
ただし、令和7年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項及び第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

別表第1(第9条関係) 教育課程

教育社会福祉分野 専門課程 介護福祉科(昼間)

項目	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	合計
人間と社会	人間の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	人間の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	社会の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	チームマネジメント	講義	必修		30	30
	生活の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	生活の理解Ⅱ	講義	必修	30		30
	生活の理解Ⅲ	講義	必修		30	30
	保健体育	実技	必修	15		15
	情報処理	演習	必修	15		15
	文章の表現Ⅰ	講義	必修	30		30
	文章の表現Ⅱ	演習	必修		30	30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	120		120
	介護の基本Ⅱ	演習	必修		60	60
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	30		30
	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅰ	講義	必修	90		90
	生活支援技術Ⅱ	講義	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ-1	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ-2	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ-3	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ-4	演習	必修	30		30
	生活支援技術Ⅲ-5	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ-6	演習	必修		30	30
	介護過程Ⅰ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅱ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅲ	講義	必修	30		30
	介護過程Ⅳ	講義	必修		30	30
	介護過程Ⅴ	講義	必修		30	30
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	90		90
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修		60	60
	介護実習Ⅰ	実習	必修	120		120
	介護実習Ⅱ-1	実習	必修	96		96
	介護実習Ⅱ-2	実習	必修		240	240
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	認知症の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	認知症の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	障害の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	障害の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	30		30
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	60		60
医療的ケア	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修		30	30
	医療的ケア(講義)	講義	必修		70	70
特科 設目	医療的ケア(演習)	演習	必修		30	30
	介護福祉総論	演習	必修		90	90
	接遇マナー	演習	必修	15		15
	合計			1,131	1,000	2,131

別表第1(第9条関係) 教育課程

教育社会福祉分野 専門課程 こども福祉科(昼間)

項目	授業科目	区分	保育士・幼稚園教諭コース					保育士コース					
			必・選	1年次	2年次	合計	単位数	必・選	1年次	2年次	合計	単位数	
教養科目	憲法	講義	必修	30		30	2	必修		30	30	2	
	経済学	講義	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	心理学	講義	必修	15		15	1	必修		15	15	1	
	情報リテラシーと処理技術	演習	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	英語コミュニケーションⅠ	演習	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	健康科学	講義	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	スポーツ(実技)	実技	必修	30		30	1	必修	30		30	1	
保育の本質、目的に關わる科目	保育原理	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	教育原理	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	こども家庭福祉	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	社会福祉論	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	こども家庭支援論	講義	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	教職論	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
保育の対象の理解に關する科目	発達心理学	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	こどもの発達と家庭支援	講義	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	こどもの理解と相談支援	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	こどもの保健	講義	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	こどもの食と栄養	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	教育課程論	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	保育内容総論	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
必修科目	こどもの指導法「健康」	演習	必修		15	15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「人間関係」	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「環境」	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	こどもの指導法「言葉」	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「リズム表現Ⅰ」	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「造形表現」	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「音楽表現Ⅰ」	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
保育の内容、方法に關する科目	こどもの指導法「音楽表現Ⅱ」	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	こどもと造形	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	表現とこどもの運動	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもの指導法「言語表現」	演習	必修		15	15	1	必修	15		15	1	
	乳幼児保育Ⅰ	講義	必修	30		30	2	必修	30		30	2	
	乳幼児保育Ⅱ	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	こどもの健康と安全	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
保育実習	障害児保育Ⅰ	演習	必修		15	15	1	必修	15		15	1	
	障害児保育Ⅱ	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	社会的養護Ⅱ	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	子育て支援	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
保育実習	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	必修	80		80	2	必修	80		80	2	
	保育実習Ⅰ(施設)	実習	必修	80		80	2	必修	80		80	2	
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
選択必修科目	総合演習	保育・教職実践演習	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2
	人間関係論	講義	必修	15		15	1	選択	15		15	1	
	教育心理学	演習	必修	30		30	2	選択	30		30	2	
	特別支援教育	講義	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	こども学概論	講義	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	こどもの指導法「音楽表現Ⅲ」	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	環境論	講義	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	造形表現論	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	健康論	選択			15	15	1	選択		15	15	1	
	こどもリズム表現Ⅱ	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもリズム表現Ⅲ	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	幼児造形	演習	必修	15		15	1	必修		15	15	1	
	こどもと音楽表現Ⅳ	演習	必修	15		15	1	必修		15	15	1	
	保育実習ⅡA	実習		80	80	2	-						
	保育実習ⅢA	実習	選択		80	80	2	-					
	保育実習ⅡB	実習	-					選択		120	120	3	
	保育実習ⅢB	実習	-					選択		120	120	3	
	保育実習指導Ⅱ	演習	選択		15	15	1	選択		15	15	1	
	保育実習指導Ⅲ	演習	選択		15	15	1	選択		15	15	1	
学校独自科目	教育方法論	講義	必修	30		30	2	-					
	教育実習	実習	選択		140	140	4	-					
	幼児教育実践	演習	選択		135	135	9	-					
	教育実習事前事後指導	演習	必修	15		15	1	-					
	卒業研究	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	保育制作Ⅰ	演習	必修	30		30	2	必修		30	30	2	
	保育制作Ⅱ	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	音楽表現論	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもと体育	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	障害者支援論	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	保育実習対策Ⅰ(施設)	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	保育実習対策Ⅰ(保育所)	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	保育実習対策Ⅱ	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	教育実習対策Ⅰ	演習	必修	15		15	1	-					
	教育実習対策Ⅱ	演習	必修		15	15	1	-					
	卒業研究Ⅱ	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	卒業研究Ⅲ	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	こどもと音楽表現Ⅴ	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	こどもと音楽表現VI	演習	-					必修		15	15	1	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	講義	-					必修		30	30	2	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	演習	-					必修		30	30	2	
	児童館実習	実習	-					必修		80	80	2	
	手話I	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	
	手話II	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	体育	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	環境Ⅱ	演習	必修		30	30	2	必修		30	30	2	
	教育実習対策Ⅲ	演習	必修		15	15	1	-					
	児童館実習指導	演習	必修		15	15	1	必修		15	15	1	
	幼児体育指導者	演習	必修	15		15	1	必修	15		15	1	

別表第2（第29条関係）

費　目	こども福祉科	介護福祉科
入学金(入学時)	100,000 円	200,000 円
授業料（年額）	600,000 円	920,000 円
施設維持費（年額）	150,000 円	一　円
学 生 費	80,000 円	一　円
入学検定料	25,000 円	25,000 円

別記第1号様式（第15条関係）

第 号	割 印	令和〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日生	卒業証書	氏名	校印
						右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める
学校法人西野学園	せいとく介護こども福祉専門学校	校長 ○ ○ ○ 印	平成〇〇年文部科学大臣告示第〇〇号による職業実践専門課程）を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（○○○専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	

別記第1号様式（第15条関係　職業実践専門課程）

第 号	割 印	令和〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日生	卒業証書	氏名	校印
						右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（○○○専門課程）と称することを認める
学校法人西野学園	せいとく介護こども福祉専門学校	校長 ○ ○ ○ 印	右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（○○○専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程○○○○○○科（昼間・修業年限〇年）の所定の課程を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（○○○専門課程）と称することを認める	

III 学習等に関する規則

1 目的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関する事項について定める。

2 日課

(1) 日課は、次のとおりとする。

時限	授業時間帯	時限	授業時間帯
SHR	9:00 ~ 9:10	3 時限	13:10 ~ 14:40
1 時限	9:10 ~ 10:40	4 時限	14:50 ~ 16:20
2 時限	10:50 ~ 12:20	5 時限	16:30 ~ 18:00
昼休み	12:20 ~ 13:10		

(2) 事情により授業時間帯を変更することがある。

3 欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式G06）」「公欠届（様式G07）」あるいは「遅刻・早退届（様式G08）」に理由を記入し提出する。

(1) 授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後 15 分以内に出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前 15 分以内の退出は早退とする。

(2) 当該科目内の遅刻、早退は、併せて 3 回をもって 1 時限の欠席とする。

(3) 次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

- ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）
学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式G07）」を提出する。

- イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

- ・結婚 2 親等以内 2 日
- ・忌引 1 親等（両親） 7 日
- 2 親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日
- 3 親等（曾祖父母、おじ、おば） 2 日
- ・法要 3 親等以内 1 日

※ただし、移動日は、交通手段などの学生の事情により校長が判断し認める。

- ウ 諸活動

- ・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

- ・就職活動

学校が認めた企業訪問および就職試験のため必要な日数（移動日を含む）

- ・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式G07）」を提出する。

- エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4 履修

- (1) 学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。
- (2) 履修は、当該科目の授業時数を満たす时限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は別表に示す。
- (3) 当該科目の出席時数が授業時数の 80%、若しくは上記(2)の特定科目別表に示した出席時数に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目的履修を認定する。
- (4) 補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。
- (5) 学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。

別表 学則第 12 条 2 で規定される資格取得のために指定された特定の科目と履修に必要な出席率

学科	科目名	授業時数（実時間）	出席率
介護福祉士科	医療的ケア（講義）	70 (53)	100%
	医療的ケア（演習）	30 (23)	

5 補講手数料

補講手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	3,000 円	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	1,000 円	・授業を病気療養等で欠席した場合（診断書等を提出）

6 定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目的履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7 追試験

- (1) 追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。
 - ア 公欠による欠席の場合
 - イ 病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）
 - ウ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
- (2) 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8 再試験

- (1) 再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。
 - ア 科目の評価が 60 点に達していない場合
 - イ 定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合
 - ウ 再試験を公欠により欠席した場合
 - エ 再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）
- (2) 再試験の実施は原則 1 回とし、再試験により合格した科目的評定は「可」とする。
- (3) 再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目的認定を認めないことがある。

9 試験の実施時期等

- (1) 試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。
- (2) 定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。
- (3) 追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

1 0 受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料（1,000円）	・定期試験を病気療養等で欠席した場合 (医師の診断書等添付)
	無料	・定期試験あるいは追試験を公欠で欠席した場合 ・履修が認定されず定期試験を受験できなかつた場合 で、補講受講願が受理され、不足時数を補つたとき
再試験	有料（2,000円）	・科目の評価が60点に達していない場合 ・定期試験を公欠または病気療養等以外の理由により 欠席した場合
	無料	・再試験を公欠および病気療養等により欠席した場合 (医師の診断書等添付)

1 1 試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場では、監督者の指示に従い不必要的ものは携行しない。
- (2) 試験開始後15分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。
- (3) 試験開始後30分を経過しなければ退室することができない。
- (4) レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。
- (5) 追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

1 2 試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は0点とする。なお、指導措置においては学則第35条に則り、懲戒を加えることがある。

1 3 評 価

- (1) 学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。
- (2) 科目の成績の総合評価は、100点法をもって行う。
- (3) 再試験により60点以上の評価を受けたとき、評価点は60点とする。

1 4 評 定

- (1) 科目の評定は、秀・優・良・可・不可の5段階をもって行う。
- (2) 評定は、総合評価に基づいて、次により5段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不 可	59点以下

1 5 修 得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとする。

1 6 履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて父母等へ通知する。

1 7 評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。なお、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。

1 8 進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して上級学年への進級を認める。

1 9 卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。

2 0 原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

2 1 褒賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

- (1) 「学校長賞」 特に品行方正で成績が優秀と認められる者
- (2) 「努力賞」 努力の成果が顕著である者
- (3) 「精勤賞」 修業年限の間で出席率98%以上の者
- (4) その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者